

事務連絡
平成30年5月2日

各正会員
事務局責任者様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事 森谷 賢

再生可能エネルギー熱事業者支援事業の公募について (周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

産業廃棄物処理業における地球温暖化対策に効果的な対策として、各地域の特性を活かしたバイオマス由来の熱利用や燃料製造なども重要であります。

このような状況の中、標題に関する事業の公募のお知らせが、執行団体ホームページで公表されました。

つきましては、貴職におかれましても貴協会会員に対し周知頂く等、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。(特に産廃処理業では、「バイオマス燃料製造」が関係するかと思われます。)

詳細につきましては、執行団体HP等をご確認頂ければと存じます。

記

【事業名】再生可能エネルギー熱事業者支援事業

(平成30年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金)

【概要】補助対象設備の要件を満たす再生可能エネルギー熱利用設備(太陽熱利用、温度差エネルギー利用、雪氷熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造)を導入する事業を対象とし、設備の導入に必要な経費を補助する。(事業概要は、別添参照。)

【URL】https://sii.or.jp/re_energy30/note.html

【公募期間】平成30年4月27日(金)～平成30年5月31日(木)17:00必着

【連絡先】(一社)環境共創イニシアチブ

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

TEL: 03-5565-3850

担当: 再生可能エネルギー熱事業者支援事業担当者

(連合会担当: 横山)

地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金

再生可能エネルギー熱事業者支援事業

再生可能エネルギー熱利用設備の導入を考えている **民間事業者**^{※1} の皆さんへ

補助対象設備



熱利用設備 再生可能エネルギー由來の熱を有効利用する熱利用設備を導入する事業者が対象。

熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合(再エネ率)が10%以上、または再生熱の年間総発熱量200GJ以上の設備。



太陽熱利用



温度差エネルギー利用



雪氷熱利用



地中熱利用



バイオマス熱利用



バイオマス燃料製造

※1 民間事業者とは、民間企業及び青色申告を行っている個人事業主。

補助内容

補助対象経費

補助対象設備の導入事業に必要な

設計費

設備費

工事費

補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施してください。

補助率

補助対象経費の **1/3**^{※2}

※2 SIIが認める、民間事業者が地方公共団体から指定・認定を受け、かつ先導的な事業又は地域内エコシステムの構築に向けた取組として、木質バイオマス熱利用又は木質バイオマス燃料製造を導入する事業の場合、補助対象経費の合計額の2/3を補助する場合があります。

補助上限額

1億円/年度^{※3}

※3 補助対象経費の2/3を補助する場合は3億円/年度。

公募期間

平成30年4月27日(金)～5月31日(木)

※ 本公募において公募予算に達しなかった場合、本公募終了後に追加公募を行う場合があります。詳細は、SIIのホームページをご参照ください。

●地方公共団体・非営利民間団体等への補助、民間事業者への発電設備の補助は、環境省の「平成30年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」の対象です。

詳細はホームページ・公募要領をご覧ください。申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せください。

<http://sii.or.jp/>

問い合わせ先

TEL 03-5565-3850

【受付時間】平日 10:00～12:00/13:00～17:00 (通話料がかかりますのでご注意ください)

sii 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

再生可能エネルギー熱事業者支援事業担当

1-6 補助対象設備

「公募要領」より抜粋

1~5の共通要件

(下記1~5の再生可能エネルギー熱利用設備が対象)

熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合(再エネ率)が10%以上、
又は再生熱の年間総発熱量200GJ以上

$$\text{再エネ率} = \frac{A}{B} \times 100$$

- A:再生可能エネルギー熱利用設備から、再生熱を利用する区域・用途に供給される年間総発熱量(GJ)
(再生可能エネルギー熱利用設備を複数導入する場合は、その合計)
B:再生熱を利用する区域・用途で必要とされる年間熱量(GJ)

1. 太陽熱利用

① 集熱器総面積10m²以上

※太陽集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。

※集熱器総面積は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、

m²単位の小数点以下切捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、
太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。

② 建設単価(※)が1,000,000円/kW以下

※建設単価とは、補助対象経費の額(円)を熱供給能力(kW)で除した値。

複数年度事業の補助対象経費の額(円)は、各年度の補助対象経費の合計とする。

2. 温度差エネルギー利用

海水、河川水、下水(温泉等の温廃水含む)等の
水を熱源とするもの

熱供給能力28kW(0.10GJ/h)以上

3. 雪氷熱利用

雪又は氷(冷凍機を用いて生産したもの)を
熱源とするもの

冷気、冷水の流量を調節する機能を有する雪室・氷室に限る

4. 地中熱利用

① 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備に限る

② 建設単価(※)が以下表の基準値以下

削井工事 の有無	無し (既設井戸等を利用)	単位(円／kW)	
		ヒートポンプ設置有無	
		無し	有り
	無し (既設井戸等を利用)	300, 000	800, 000
	有り	1, 300, 000	1, 800, 000

※建設単価とは、補助対象経費の額(円)を熱供給能力(kW)で除した値。

複数年度事業の補助対象経費の額(円)は、各年度の補助対象経費の合計とする。

③ ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力10kW以上
(連結方式の場合は、設備全体の合算値)

5. バイオマス熱利用

バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの
(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)

① バイオマス依存率 60%以上

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A:バイオマス利用量(kg/h)

B:バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C:非バイオマス利用量(kg/h)

D:非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。

② 热供給能力111kW(0.40GJ/h)以上
(離島地域、へき地及び福島県に導入する場合は、要件なし)

※バイオマスコーチェネレーション(熱電併給)設備を導入する場合、発電設備(専用部分)は環境省の「平成30年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」の対象となるため、本事業の補助対象経費に含めないこと。

※副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。

常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。

※離島地域については、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法で規定する地域。へき地については、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域。

6. バイオマス燃料製造

バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの
(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)

① バイオマス依存率60%以上

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(原料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和+非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3\cdots} (E_n \times F_n)}{\sum_{n=1,2,3\cdots} (E_n \times F_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (G_m \times H_m)} \times 100$$

E:バイオマス利用量(Nm^3/h 又は kg/h)
G:非バイオマス利用量(Nm^3/h 又は kg/h)

F:バイオマス低位発熱量(MJ/Nm^3 又は MJ/kg)
H:非バイオマス低位発熱量(MJ/Nm^3 又は MJ/kg)

※ バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は バイオマス依存率を100%とする。
※ メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする。

② 製造量及び低位発熱量 (離島地域、へき地及び福島県に導入する場合は、要件なし)

【メタン発酵方式】

- ・ ガス 製 造 量 : $100 Nm^3/日$ 以上
- ・ 低 位 発 热 量 : $18.84 MJ/Nm^3$ ($4,500kcal/Nm^3$)以上

【メタン発酵方式以外】

- ・ 製 造 量 : 固 形 化 $150kg/日$ 以上
液 化 $100kg/日$ 以上
ガ ス 化 $450Nm^3/日$ 以上
- ・ 低 位 発 热 量 : 固 形 化 $12.56MJ/kg$ ($3,000kcal/kg$)以上
液 化 $16.75MJ/kg$ ($4,000kcal/kg$)以上
ガ ス 化 $4.19MJ/Nm^3$ ($1,000kcal/Nm^3$)以上

※ 製造されたバイオマス燃料は、原則として全量が発電又は熱利用されるものであること。

但し、固定価格買取制度の認定を受けた発電設備の燃料として使用しないこと。

※ 離島地域については、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法で規定する地域。へき地については、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域。